

居住地国、及び外国PEPs等に関する確約書

私「本会員登録の名義人」は、下記それぞれに該当しないことを確約いたします。

記

1. 現在、日本を居住国(※1)とし、他国に納税義務はありません。
2. 過去から現在にいたるまで外国PEPs(※2)に該当しません。
3. 現在、米国税法上の特定米国人(※3)に該当しません。

なお、上記のいずれかに該当し、又は虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当社の申し出により当該店頭有価証券の取得に係る契約が解除されることがあることを了承します。
また、これにより損害が生じた場合でも、すべて私の責任とします。

※1:居住他国とは税務上の居住者として、所得税・法人税に相当する税をお客さまが納めるべき国を指します。

※2:外国PEPsとは、「Politically Exposed Persons」の略称で、外国の政府等において重要な公的地位を占める者(過去にその地位にあった者を含む)並びにこれらの家族等を指します。

「外国PEPsに該当する方」

1. 次の「外国PEPs」に該当する方または過去にこれらの者であった方
 - a. 国家元首
 - b. わが国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
 - c. わが国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
 - d. わが国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - e. わが国における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
 - f. わが国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、又は航空幕僚副長に相当する職
 - g. 中央銀行の役員
 - h. 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

2. 上記1.に掲げる者の親族(外国PEPs該当者の父母・子・兄弟姉妹・配偶者(事実婚含む)並びに、これらの方以外の配偶者の父母および子。)

※本人の配偶者が日本の場合もあります。この場合は日本人であっても外国PEPsに該当します。(配偶者には事実上の婚姻(内縁)関係を含む)

※退任後の経過期間に定めはありません。

※3: 特定米国人とは、米国納税義務者から一定の要件に該当する者を除いた個人・法人をいいます。